

徳島県告示第三百九十六号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき、第五十二回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和五年八月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

令和五年十月十三日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁八階八〇四会議室

三 受験願書の受付期間

令和五年九月十四日（木曜日）から同月二十九日（金曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項第一号及び第二号に掲げる日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月二十九日までの消印があれば受け付ける。

四 受験願書の用紙の請求先

徳島県県土整備部河川整備課、徳島県東部県土整備局及び徳島県総合県民局県土整備部

五 受験願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部河川整備課

六 受験手続

受験願書（採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）様式第九によるもの）に写真（受験願書提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出すること。

七 受験手数料

八千円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

八 その他

この試験についての問合せは、徳島県県土整備部河川整備課（電話 八八 六二二 二五七一）へすること。